平成２７年（フ）第８５３号
福岡市博多区対馬小路６番３―302号
債務者　前田　慎治
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８５５号
福岡市早良区野芥８丁目29番９号
債務者　春田和加枝
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８５７号
福岡県糟屋郡宇美町宇美中央１丁目12番15号
宇美コーポ４号室
債務者　山中　信二
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８６４号
福岡県春日市下白水北２丁目12番地
債務者　岡本　る美
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８６５号
福岡県糸島市潤１丁目７番10号　103
債務者　園田　悦子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８６８号
福岡市博多区対馬小路６番３―602号、住民票上の住所福岡市博多区対馬小路６番３―203号
債務者　ＲＯＤＲＩＧＵＥＺ　ＭＡＲＩＡ　ＦＥ　ＭＡＮＧＡＢＡＴ
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８７０号
福岡市博多区博多駅南３丁目15番１号
債務者　井倉佳奈代
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８８３号
福岡市南区井尻１丁目26番４号
債務者　唐津佐都子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８８４号
福岡市東区香椎浜２丁目１番２―906号
債務者　東　　誠
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８８５号
福岡市中央区高砂２丁目18番10―206号
債務者　西　ゆかり
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８９３号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦４丁目15番１号
第一コーポ新恵　103号
債務者　本松　峰治
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８９７号
福岡市博多区浦田１丁目18番33号
債務者　宮崎　真依（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８９８号
福岡県筑紫野市紫２丁目11番１―403号
債務者　冨永利津子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８９９号
福岡市博多区美野島２丁目11番21―202号、前住所鹿児島市船津町４番６号　カーサグランデ船津302号
債務者　西須奈津希
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９０７号
福岡県春日市桜ヶ丘２丁目59番地　やまなみ荘102号
債務者　下尾　　昇
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９０８号
福岡市城南区鳥飼４丁目１番５号
債務者　内野　智絢
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９２４号
福岡市南区花畑２丁目47番23号
債務者　津曲　恵美（旧姓島）
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部